

(対大臣・副大臣・政務官)

刑事局 作成

令和6年3月13日（水）衆・法務委

寺田 学 議員（立憲）

2問 ドイツで実施された実態調査においては、性被害当事者の意見を踏まえて調査手法や調査項目が検討されたようだが、日本における実態調査はどういうに進めていくのか、法務大臣に問う。

○ 現時点において、御指摘の実態調査の具体的な方法について確たることを申し上げることは困難である。

○ その上で、今後、御指摘の実態調査の方法などを具体的に検討するに当たっては、（先ほど申し上げた）附則の規定の趣旨を踏まえ、また、（委員の御指摘を含め、）様々な御意見も踏まえつつ、関係府省庁と連携し、適切に対応してまいりたい。

(参考) ドイツにおける実態調査について

ドイツにおいては、2015年の刑法改正により、被害者が満30歳になるまで公訴時効の進行が停止することとされた。

法務省においては、ドイツで、改正に先立ってどのような調査が行われたかといった詳細は把握していないが、文献

(※) によると、

- ・ 児童等の家族やその他の環境に対する依存関係は成人で終わるとは限らず、性犯罪の被害者が20代後半になるまで家族的、社会的、物質的に行行為者に依存している状況がままあること
- ・ 被害者が行為時に小さな子供であったときには、トラウマと結びつく記憶喪失や普通の忘却により虐待を忘れていることがままあること
- ・ 子供の被害者は多くの場合行為者により行為について話さないよう仕向けられ、虐待の経験を外部で話せるようになるには長い年月が必要であること
- ・ 児童の性的虐待の被害者のためのコールセンターに問い合わせた人の平均年齢が46歳であったことなどを踏まえたものであるとされている。

(※) 佐藤陽子「ドイツにおける性犯罪規定」刑事法ジャーナル第45号（2015年）

【責任者：玉本将之 刑事法制管理官 内線

携帯